

屋島活性化基本構想改正業務委託
提案公募要領

令和7年7月

高松市 観光交流課 観光エリア振興室

1 目的

本業務は、屋島活性化基本構想の策定から10年余りが経過したことから、これまでの社会経済情勢や屋島地域の状況の変化、基本構想に掲げた具体的施策・事業の評価・検証等を踏まえ、来たる瀬戸内海国立公園100周年に向けて、基本構想の改正を行うものです。

本要領は、基本構想改正を業務委託するに当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募に必要な事項を定めることを目的とします。

2 業務委託の概要

(1) 業務名称

屋島活性化基本構想改正業務委託

(2) 業務内容

「屋島活性化基本構想改正業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金曜日）まで

※なお、本業務受注者は、令和8年2月頃に発注予定の後続の業務（パブリックコメントの実施支援や新基本構想の取りまとめ等）の受注者として指名することを予定しています。詳細につきましては、仕様書の「8 後続業務（予定）」でご確認ください。

(4) 提案上限額

5,896千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この金額は、見積時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すためのものです。

※また、最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定します。

3 参加資格

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

(1) 本手続への参加表明書提出日現在、高松市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント業務等及び物品等）に登録されて連続して2年を経過しているものであること。

(2) 高松市物品・委託・役務の提供等指名競争入札等業者選定要領第3条第3項に規定する「市内企業」又は「準市内企業」であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。

(6) 過去10年以内に完了した、国又は地方公共団体が発注した文化財保護法に基づく文化財（記念物）又は自然公園法に基づく自然公園（国立公園又は国定公園）の活用・整備等

に関する構想・計画の策定等の請負業務委託で、契約金額3,931千円以上の履行実績を有すること。

4 選定までのスケジュール（一部、予定を含む。）

- (1) 提案公募関係書類の配布期間
令和7年7月14日（月）から8月5日（火）午後5時まで
- (2) 参加表明書等の提出期限
令和7年7月22日（火）午後5時まで
- (3) 提案公募に関する質問受付期限
令和7年7月28日（月）正午まで
- (4) 企画提案書等の提出期限
令和7年8月5日（火）午後5時まで
- (5) 企画提案書等のヒアリング
令和7年8月中旬（予定）
- (6) 選定結果の通知
令和7年8月下旬（予定）

5 提案公募関係資料の配布

- (1) 配布資料
 - ① 提案公募要領
 - ② 仕様書
 - ③ 申請関係様式
 - a 参加表明書（様式第1号）
 - b 会社概要書（様式第2号）
 - c 業務実施体制及び実績調書（様式第3号）
 - d 辞退届（様式第4号）
 - e 質問及び回答書（様式第5号）
 - f 企画提案書（鑑）（様式第6号）
 - g 見積書（様式第7号）
 - ④ 提案公募選定基準
 - ⑤ 屋島活性化基本構想
 - ⑥ 魅力ある屋島再生協議会委員名簿
- (2) 配布方法
高松市ホームページ上からダウンロードしてください。
掲載 URL : <https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/r7/kohyo/yashimakousou.html>

6 参加表明書等の提出

- (1) 提出書類
本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類

を提出してください。

① 参加表明書（様式第 1 号）

② 会社概要書（様式第 2 号）

③ 業務実施体制及び実績調書（様式第 3 号）（実績については、事実・内容が確認できる書類（契約書、仕様書の写し等）を添付してください。）

（2）提出部数

「（1）提出書類」の①～③を各 1 部

（3）提出方法

持参又は郵送（配達記録の残る方法に限る。）により「（5）提出場所（先）」に提出してください。

（4）提出期限

令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

（5）提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号

高松市観光交流課観光工リア振興室（担当：福田・上枝）

（6）企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無を、令和 7 年 7 月 24 日（木）までに E メール及び普通郵便で通知します。

なお、提出期限までに参加表明書等が到着しなかった場合又は参加資格を有する旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することができません。

（7）参加表明後の辞退

参加表明書を提出した後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 4 号）を提出してください。

7 提案公募に関する質問

（1）質問の受付期間及び方法

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、令和 7 年 7 月 28 日（月）正午までに、質問及び回答書（様式第 5 号）に質問事項等を記載の上、E メール（kankou@city.takamatsu.lg.jp）により提出してください。

（2）質問内容

公募要領、仕様書の記載内容及び参加表明書など各種様式の記載方法等に関するものに限ります。

（3）提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目 8 番 15 号

高松市観光交流課観光工リア振興室（担当：福田・上枝）

（4）質問に対する回答

回答は、質問者に対して E メールで行うとともに、質問と回答の内容を高松市ホームペ

ージに、企画提案書等の提出期限までの間、掲示します。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問に対しては回答を行わないものとします。

- ① 質問者の明らかな誤読
- ② 質問者の個人的な意見
- ③ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- ④ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- ⑤ 本提案公募に関係のないもの

8 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

「6 参加表明書等の提出（6）企画提案者の選定」において、参加資格を有する通知があった者のうち、本企画提案への参加意思のある者は、次に掲げる書類を提出期限までに、「(3) 提出場所（先）」に持参又は郵送（配達記録の記録の残る方法に限る。）してください。

① 企画提案書（鑑）（様式第6号）及び企画提案書（本体）

a 提案内容

仕様書を熟読の上、「屋島活性化基本構想改正業務委託提案公募選定基準」に留意し、実施に当たっての考え方や手法等を提案してください。

b 書式等

- (a) 用紙サイズ：A 4 判、縦又は横書き（一部、A 3 判片袖折り可）
- (b) 文字サイズ：原則 11 ポイント以上
- (c) 使用言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- (d) 刷色：不問

c ページ数

両面印刷、15 ページ（8 枚）以内

なお、表紙・目次はページ数に含めません。

d 部数

6 部（正本 1 部、副本 5 部）

※ 正本とは、会社印の押印のあるものを指します。

※ 副本とは、会社印の押印のないものを指します。

また、提出書類と同じ内容のデータ（ワード or エクセル or パワーポイント及び P D F）を保存した CD-R 又は DVD-R を 1 枚提出してください。

e 留意事項

- (a) 記述は、できるだけ平易な表現（図等を含む。）としてください。
- (b) 仕様書の「6 提案書記載要件」の項目全てを、仕様書に記載の順序に従って、記載してください。
- (c) 記号や略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号や略称等の説明を記述してください。選定者が、記号や略称等が意味することを十分に理解できない場合、選定の結果に影響を及ぼす可能性があります。
- (d) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は、一切認めません。

(e) 提出書類等は返却しません。

② 見積書

a 様式及び内容

様式は、見積書（様式第7号）を用いて作成してください。また、内訳書（任意様式）を添付し、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

b 部数

6部（正本1部、副本5部）

c 留意事項

(a) 見積年月日、件名及び見積金額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）等を正確に記入してください。

(b) 金額の訂正は認めません。

(2) 提出期限

令和7年8月5日（火）午後5時まで

※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間（日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで）とします。

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理します。

(3) 提出場所（先）

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市観光交流課観光工リア振興室（担当：福田・上枝）

9 ヒアリングの実施

提案書記載内容について、次のとおり、ヒアリングを実施します。

(1) 実施時期

令和7年8月中旬予定

詳細の日程及び会場については、別途、企画提案書提出者に通知します。

(2) 所要時間

1事業者当たり40分（企画提案者による提案要旨説明約20分、質疑応答約20分）

(3) 説明者等

説明者は、配置予定の管理責任者及び業務責任者とし、計3名までの出席とします。

また、オンラインによるヒアリングへの参加も可とします。

10 事業者の選定

(1) 「屋島活性化基本構想改正業務委託提案公募選定基準」に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査、採点を行い、評価点が満点の6割以上、かつ、最も高い企画提案書を提案評価第1位に選定します。

なお、選定審査は非公開とします。

(2) 選定後、選定結果を各企画提案者に通知します。

なお、選定結果に関する問合せ、異議の申立ては一切受け付けません。

(3) 提案評価第1位に選定された事業者は、高松市ホームページに、事業者名を公開します。

- (4) 提案評価第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者から順に繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行います。
- (5) 提案者が1事業者のみの場合でも、選定審査における評価点が満点の6割以上を獲得した場合には、当該事業者を選定します。

11 業務委託契約

- (1) 契約内容
契約しようとする仕様や条件等について、選定された事業者と協議を行い、決定します。
- (2) 契約方法
随意契約
- (3) 契約保証金
要します。
ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- (4) 委託料の支払条件
完了払いとし、本業務の完了検査後、正当な請求に基づき支払います。
- (5) 契約の効力発生条件
本業務の契約は、本市が申請中である観光庁「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業（二次募集）」に採択された場合には、当該補助金の交付決定がなされた後、契約を締結する予定です。なお、当該補助金の採択の採否の通知は7月下旬、交付決定は8月以降となる見通しです。

12 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことがあります。

その場合において、企画提案への参加者が損害を受けることがあっても、本市はその責を負いません。

13 決定の取消し

参加者及び受託予定者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消します。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 「3参加資格」を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、選定員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 「11 業務委託契約(1)契約内容」の協議が不調に終わった場合
- (5) 「11 業務委託契約(1)契約内容」の協議後の見積額が、「2 業務委託の概要(4)提案上限額」を超える場合

14 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。

※ 契約監理課ホームページ

http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html

15 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

16 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：Eメール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>

- (2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。

契約監理課ホームページ

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/shimeiteishi.html

17 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 参加者が、「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、又は参加表明書及び提出物に虚偽の記載を行ったとき、若しくは選定審査の公平性を害する行為を行ったときは、当該参加者を失格とし、当該参加者による参加表明及び企画提案を無効とします。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更、追加は一切認めません。
- (4) 参加表明書及び企画提案書等の提出物は返却しません。
- (5) 書類の著作権は企画提案者に帰属するが、本市が公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できることとします。
- (6) 企画提案書作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用できません。
- (7) 参加者が1者のみの場合でも、本提案公募を有効として取り扱います。